

王滝村消防団員等公務災害補償条例

（昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 54 号）

改正	昭和 43 年 3 月 27 日	平成 2 年 9 月 26 日	
	昭和 46 年 3 月 20 日	平成 3 年 6 月 11 日	
	昭和 48 年 6 月 26 日	平成 4 年 6 月 22 日	条例第 19 号
	昭和 49 年 9 月 27 日	平成 5 年 6 月 24 日	条例第 12 号
	昭和 50 年 6 月 24 日	平成 6 年 9 月 20 日	条例第 12 号
	昭和 51 年 7 月 7 日	平成 6 年 12 月 14 日	条例第 15 号
	昭和 52 年 3 月 26 日	平成 7 年 6 月 20 日	条例第 9 号
	昭和 52 年 6 月 22 日	平成 7 年 9 月 20 日	条例第 14 号
	昭和 53 年 5 月 15 日	平成 8 年 3 月 8 日	条例第 11 号
	昭和 54 年 6 月 19 日	平成 8 年 6 月 20 日	条例第 17 号
	昭和 55 年 7 月 14 日	平成 9 年 6 月 26 日	条例第 4 号
	昭和 56 年 6 月 25 日	平成 9 年 12 月 12 日	条例第 8 号
	昭和 57 年 3 月 12 日	平成 10 年 3 月 10 日	条例第 10 号
	昭和 57 年 6 月 26 日	平成 10 年 6 月 24 日	条例第 12 号
	昭和 57 年 12 月 18 日	平成 11 年 6 月 15 日	条例第 8 号
	昭和 58 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 27 日	条例第 26 号
	昭和 59 年 6 月 29 日	平成 12 年 12 月 14 日	条例第 33 号
	昭和 61 年 3 月 11 日	平成 13 年 6 月 27 日	条例第 12 号
	昭和 61 年 6 月 26 日	平成 14 年 6 月 27 日	条例第 19 号
	昭和 62 年 6 月 25 日	平成 15 年 6 月 25 日	条例第 28 号
	昭和 63 年 3 月 31 日	平成 16 年 6 月 22 日	条例第 48 号
	平成元年 6 月 28 日	平成 17 年 6 月 29 日	条例第 73 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条の 7 第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第 34 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 36 条において準用する場合を含む）若しくは第 29 条第 5 項（同法第 30 条の 2 及び第 36 条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）同法第

35 条の 7 第 1 項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第 17 条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第 65 条第 1 項（同条第 3 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第 65 条第 2 項において準用する同法第 63 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、王滝村長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害賠償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第 3 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は、変更されることはない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合はこの限りでない。

第 2 章 損害補償

（損害補償の種類）

第 4 条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷害補償年金
- (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
- (7) 葬祭補償

（補償基礎額）

第 5 条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第 1 に定める額とする。
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、9,000 円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族には 450 円を、第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族のうち 2 人までについてはそれぞれ 200 円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第 1 号に掲げる者がある場合にあってはそのうち 1 人については 217 円、非常勤消防団員等に第 1 号に掲げる者がいない場合にあってはそのうち 1 人については 367 円）その他の扶養親族については 1 人につき 167 円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
 - (3) 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167 円に特定期間にあたる当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。
- （療養補償）

第 6 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、王滝村は、療養補償として、当該非常勤消防団員等に対して、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

（療養及び療養費の支給）

第 7 条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

2 王滝村は、その経営する医療機関若しくは薬局又は王滝村長若しくは水害予防組合の管理者がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第 1 号から第 5 号までに掲げる療養（同項第 4 号又は第 5 号に掲げる療養にあつては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）を行うものとする。

3 王滝村は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると王滝村長が認めたととき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると王滝村長が認めたととき、又は非常勤消防団員等が第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる療養（同項第 4 号又は第 5 号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において王滝村長が必要と認めたとときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

（休業補償）

第 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、王滝村は、休業補償として、当該非常勤消防団員等に対して、その収入を得ることができない期間、1 日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は行わない。

- (1) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

（傷病補償年金）

第 8 条の 2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合においては、王滝村は、傷病補償年金として、当該非常勤消防団員等に対して、その状態が継続している期間、別表第 2 に定める傷病等級に応じ、1 年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第 2 に定める第 1 級、第 2 級又は第 3 級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

3 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに別表第 2 中の他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の補償年金は、支給しない。

（障害補償）

第 9 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、別表第 3 に定める程度の障害が存するときは、王滝村は、障害補償として、当該非常勤消防団員等に対して、同表に定める第 1 級から第 7 級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1 年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第 8 級から第 14 級までの等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表第 3 に定める程度の障害が 2 以上ある場合の障害の等級は、重い障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の障害の等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによる。

- (1) 第 13 級以上に該当する障害が 2 以上ある場合には、前項の規定による等級の 1 級上位の等級
- (2) 第 8 級以上に該当する障害が 2 以上ある場合には、前項の規定による等級の 2 級上位の等級
- (3) 第 5 級以上に該当する障害が 2 以上ある場合には、前項の規定による等級の 3 級上位の等級

4 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による等級が第 7 級以上

になる場合は、この限りでない。

- 5 別表第 3 に定める各階級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各等級の障害に相当するものは、同表に定める当該等級の障害とする。
- 6 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等の等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。
 - (1) その者の加重前の障害の等級が第 7 級以上である場合 その者の加重前の障害の等級に応ずる障害補償年金の額
 - (2) その者の加重前の障害の等級が第 8 級以下であり、かつ、加重後の障害の等級が第 7 級以上である場合 その者の加重前の障害の等級に応ずる障害補償一時金の額を 25 で除して得た金額
 - (3) その者の加重後の障害の等級が第 8 級以下である場合 その者の加重前の障害の等級に応ずる障害補償一時金の額
- 7 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに別表第 3 中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

（介護補償）

第 9 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって別表第 4 の下欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、村は、介護補償として、当該非常勤消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 30 条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合
- 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第 3 号において同じ。）が別表第 4 常時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があると

き（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が 104,970 を超えるときは、104,970 円）

- (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 56,950 円以下である場合に限る。）56,950 円
- (3) 介護補償に係る障害が別表第 4 随時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が 52,490 円を超えるとときは、52,490 円）
- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 28,480 円以下である場合に限る。）28,480 円

（遺族補償）

第 10 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、王滝村は、遺族補償として、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第 11 条 遺族補償年金を受けることのできる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあっては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。

- (1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）父母及び祖父母については、60 歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること。
- (3) 兄弟姉妹については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること又は 60 歳以上であること。
- (4) 前 3 号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、次に掲げるいずれかの状態にあること。

ア 別表第 3 に定める第 7 級以上の等級に該当する程度の障害がある状態

イ 負傷又は疾病が治らないで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態

2 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かってその子は、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第 12 条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受け権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1 年につき当該各号に定める額とする。

(1) 1 人 補償基礎額に 153 を乗じて得た額（55 歳以上の妻又は前条第 1 項第 4 号ア若しくはイに掲げる状態にある妻である場合には補償基礎額に 175 を乗じて得た額）

(2) 2 人 補償基礎額に 201 を乗じて得た額

(3) 3 人 補償基礎額に 223 を乗じて得た額

(4) 4 人以上 補償基礎額に 245 を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受け権利を有する者が 2 人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とし、これらの者のうち 1 人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受け権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

(1) 55 歳に達したとき（前条第 1 項第 4 号ア又はイに掲げる状態にあるときを除く。）

(2) 前条第 1 項第 4 号ア若しくはイに掲げる状態になり、又はその事情がなくなったとき（55 歳以上であるときを除く。）

第 13 条 遺族補償年金を受け権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者がいるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1) 死亡したとき。

(2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をし

たとき。

- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
- (4) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき。
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡のときから引続き第11条第1項第4号ア又はイに掲げる状態にあるときを除く。）
- (6) 第11条第1項第4号ア又はイに掲げる状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第14条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第12条第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第3項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替える。

（遺族補償一時金）

第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によって生計を維持していた者
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順位とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母

については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は同項第 3 号及び第 4 号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第 16 条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
- (2) 遺族補償年金を受け権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第 16 条の 2 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第 2 号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

- (1) 第 15 条第 1 項第 3 号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 400 倍
- (2) 第 15 条第 1 項第 3 号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時 18 歳未満若しくは 55 歳以上の 3 親等内の親族又は第 11 条第 1 項第 4 号ア若しくはイに掲げる状態にある 3 親等内の親族 700 倍
- (3) 第 15 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者 1,000 倍

- 2 第 12 条第 2 項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。

（遺族からの排除）

第 17 条 非常勤消防団員等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けすることができる遺族としない。

- 2 非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受けすることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けすることができる遺族としない。
- 3 非常勤消防団員等の死亡前又は遺族補償年金を受けすることができる遺族の当該遺族補償年金を受け権利の消滅前に、当該非常勤消防団員等の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けすることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けすることができる遺族としない。
- 4 遺族補償年金を受けすることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けすることができる遺族としない。非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受けすることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族補償年金を受けすることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受ける

ことができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第 13 条第 1 項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。

（葬祭補償）

第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、王滝村は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、315,000 円に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

第 18 条の 2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他のこれらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防禦に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第 8 条の 2 第 1 項、第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の額は、それぞれ当該額に 100 分の 50（傷病補償年金のうち、別表第 2 に定める第 1 級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては 100 分の 40、同表に定める第 2 級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては 100 分の 45、障害補償のうち、別表第 3 に定める第 1 級の等級に該当する障害に係るものにあつては、100 分の 40、同表に定める第 2 級の等級に該当する障害に係るものにあつては 100 分の 45）を乗じて得た額を加算した額とし、第 16 条の 2 第 1 項の額は、同項本文に規定する額に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算した額（第 16 条第 2 号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

（損害補償の制限）

第 19 条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、王滝村は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

（年金たる損害補償の額の端数処理）

第 19 条の 2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の額に 50 円未満の端数があるときはこれを切捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げる。

（年金たる損害補償の支給期間等）

第 20 条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

2 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる損害補償は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月又は 12 月の 6 期に、それぞれ前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても、支給する。

（死亡の推定）

第 21 条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が 3 か月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が 3 か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

（未支給の損害補償）

第 22 条 この条例に基づく損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が死亡前にその損害補償を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その損害補償を請求することができる。

3 前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順序（遺族補償年金については、第 11 条第 3 項に規定する順序）とする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その全額をその 1 人に支給することができるものとし、この場合において、その 1 人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（年金たる損害補償等の支給額の調整）

第 23 条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払

とみなす。

- 3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第 23 条の 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したため、その支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、王滝村は当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

- (1) 年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償
- (2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金
（補償の免責及び求償権）

第 24 条 王滝村は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責を免かれる。

- 2 王滝村は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免かれる。

- 3 王滝村は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を行ったときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害賠償）

第 25 条 非常勤水防団員に対する水防法第 6 条の 2 の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあっては、その者が所属する消防団が置かれている王滝村が行う。

第 3 章 雑則

（異議申立）

第 26 条 王滝村が行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、王滝村長に対して、異議申立をすることができる。

（報告、出頭等）

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

第 27 条 王滝村は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（損害補償費の返還要求）

第 28 条 王滝村は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、王滝村は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任規定）

第 29 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

（損害補償の経過措置）

第 2 条 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は適用日前にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償については、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

第 3 条 適用日の前日において現に改正前の王滝村消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は第 1 種障害補償を受けることができる者には、改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は障害補償年金を支給する。

（脳死した者の身体に対する療養補償）

第 3 条の 2 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条第 2 項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

（障害補償年金差額一時金）

第 3 条の 3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第 18 条の 2 の規定が適用された場合にあっては、同表の左欄に掲げる障害の等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、王滝村は、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給

する。

障 害 の 等 級			額
第 1 級	1	級	補償基礎額に 1,340 を乗じて得た額
第 2 級	2	級	補償基礎額に 1,190 を乗じて得た額
第 3 級	3	級	補償基礎額に 1,050 を乗じて得た額
第 4 級	4	級	補償基礎額に 920 を乗じて得た額
第 5 級	5	級	補償基礎額に 790 を乗じて得た額
第 6 級	6	級	補償基礎額に 670 を乗じて得た額
第 7 級	7	級	補償基礎額に 560 を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第 9 条第 6 項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、王滝村は、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1) その者の加重前の障害の等級が第 7 級以上である場合 その者の加重後の障害の等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の障害が第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害の等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）から、加重前の障害の等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額（加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額

(2) その者の加重前の障害の等級が第 8 級以下である場合 その者の加重後の障害の等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の障害が第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害の等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第 9 条第 6 項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の等級に応ずる同条第 1 項の規定による金額（加重後の障害が第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものである場合には、別表第 3 に定める障害の等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額）で除して得た数に乗じて得た額

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし実父母を後にする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第 12 条第 2 項の規定は障害補償年金差額一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、第 15 条第 3 項、第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 21 条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第 12 条第 2 項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第 3 条の 3 第 1 項」と、第 15 条第 3 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「附則第 3 条の 3 第 3 項第 2 号」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第 17 条第 1 項中「遺族補償」とあり、同条第 2 項中「遺族補償年金」とあり、及び第 21 条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第 22 条及び第 23 条の 2 の規定の適用については、第 22 条第 1 項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ当該遺族補償年金又は、当該障害補償年金差額一時金」と、同条第 3 項中「遺族補償年金については、第 11 条第 3 項」とあるのは「遺族補償年金については第 11 条第 3 項、障害補償年金差額一時金については附則第 3 条の 3 第 3 項後段」と、第 23 条の 2 第 1 号中「又は葬祭補償」とあるのは「、葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」とする。

（障害補償年金前払一時金）

第 3 条の 4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、王滝村は損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

3 第 1 項の申出は、同一の事由につき 2 回以上行うことはできない。

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第 1 項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第 9 条第 6 項の規定が適用された場合にあっては、加重前の障害の等級に応じ前条第 2 項各号に定める額（加重後の障害が第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）、以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の 1,200 倍、1,000 倍、800 倍、600 倍、400 倍若しくは 200 倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第 1 項の申出が第 2 項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申

出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の 1,200 倍、1,000 倍、800 倍、600 倍、400 倍又は 200 倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第 1 項の申出が第 2 項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から 1 年を経過する月以前の各月（第 1 項の申出が第 2 項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から 1 年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100 分の 5 に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に 1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に 1 を加えた数で除して得た額

- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して 1 年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して 1 年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に 100 分の 5 に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た額に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第 4 条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、王滝村は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

- 2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合においても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

- 3 第 1 項の申出は、同一の事由につき 2 回以上行うことはできない。

- 4 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の 1,000 倍、800 倍、600 倍、400 倍又は 200 倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額と

する。ただし、第 1 項の申出が第 2 項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の 1,000 倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の 800 倍、600 倍、400 倍又は 200 倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

5 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が 2 人以上ある場合には、第 1 項の申出及び前項の選択は、これらの遺族がそのうち 1 人を代表者に選任しその代表者が行うものとする。

6 第 12 条第 2 項の規定は遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、第 12 条第 2 項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第 4 条第 4 項」と読み替えるものとする。

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第 2 項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第 1 項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡時期に応じ次条第 2 項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第 1 項の申出が第 2 項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第 1 項の申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第 4 項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から 1 年を経過する月以前の各月（第 1 項の申出が第 2 項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から 1 年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100 分の 5 に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に 1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額に 1 を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して 1 年以内の場合にあっては当

該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して 1 年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に 100 分の 5 に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

- 9 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第 16 条、第 16 条の 2 又は第 22 条の規定の適用については、第 16 条第 2 号又は第 16 条の 2 第 1 項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第 22 条第 1 項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第 3 項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

- 第 4 条の 2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した非常勤消防団員等の遺族に対する第 11 条及び第 13 条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに第 13 条第 1 項第 6 号中「60 歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 61 年 9 月 30 日まで	55 歳
昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 9 月 30 日まで	56 歳
昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 9 月 30 日まで	57 歳
昭和 63 年 10 月 1 日から平成 元年 9 月 30 日まで	58 歳
平成 元年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで	59 歳

- 2 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの（第 11 条第 1 項第 4 号に規定する者であって第 13 条第 1 項第 6 号に該当するに至らないものを除く。）は、第 11 条第 1 項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けすることができる遺族とする。この場合において、第 12 条第 1 項中「遺族補償年金を受けすることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けすることができる遺族（附則第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき遺族補償年金を受けすることができることと

された遺族であって、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第 13 条第 2 項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第 1 号から第 4 号までのいずれか」とする。

昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 9 月 30 日まで	55 歳	56 歳
昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 9 月 30 日まで	55 歳以上 57 歳未満	57 歳
昭和 63 年 10 月 1 日から平成 元年 9 月 30 日まで	55 歳以上 58 歳未満	58 歳
平成 元年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで	55 歳以上 59 歳未満	59 歳
平成 2 年 10 月 1 日から当分の間	55 歳以上 60 歳未満	60 歳

- 3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第 11 条第 1 項（第 1 項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第 2 項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条第 1 項から第 8 項までの規定の適用を妨げるものではない。
- 5 第 2 項に規定する遺族に対する第 22 条の規定の適用については、同条第 3 項中「第 11 条第 3 項」とあるのは「附則第 4 条の 2 第 3 項」とする。

（他の法律による給付との調整）

第 5 条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第 19 条の 2 を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）	0.73
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

傷害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第 28 条第 1 項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	0.80

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第 19 条の 2 を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該傷害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

- 3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第 19 条の 2 を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から 1 を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80

	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第 1 項又は第 2 項に規定する場合に応じ、それぞれ第 1 項又は第 2 項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

7 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当

の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

- (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合
児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号若しくは第 3 項第 2 号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 3 項第 2 号若しくは第 17 条第 1 号（国民年金等改正法附則第 97 条第 2 項において準用する場合を含む。）に定める給付
- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 3 号に定める給付

（葬祭補償の額に関する暫定措置）

第 6 条 当分の間、第 18 条の規定による金額が補償基礎額の 60 倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該 60 倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

附 則（昭和 43 年 3 月 27 日）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

第 2 条 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

（損害補償の経過措置）

第 3 条 改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償及び障害補償年金のうち、昭和 42 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）の前日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく遺族補償年金、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償のうち、その支給すべき事由が適用日の前日までに生じたものについては、なお従前の例による。

第 4 条 新条例の規定に基づく休業補償及び障害補償年金（適用日の前日までに支給の事由が生じたものに限る。）のうち適用日以降において支給すべきものに係る補償基礎額については、新条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

第 5 条 適用日からこの条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの間において旧条例の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に支給の事由が生じたものに限る。）として支払われた金額はこれに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

第 6 条 消防団員等公務災害補償条例附則第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

附 則（昭和 46 年 3 月 20 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条及び別表第 1 の規定は昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正前の消防団員公務災害条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち昭和 46 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）の前日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害年金一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償のうち支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日の前日までに至急の事由が生じたものに限る。）のうち適用日以後の期間に係る補償基礎額については、新条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

附 則（昭和 48 年 6 月 26 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条第 3 項の改正は、昭和 48 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別紙第 1 表の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用し、改正前の王滝村消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年 3 月 31 日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金、遺族補償一時金、及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものの補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 49 年 9 月 27 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表第 1 の規定は、昭和 49 年 11 月 1 日から適用し、改正前の王滝村消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年 10 月 31 日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものの補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 50 年 6 月 24 日）

改正 昭和 50 年 6 月 24 日
昭和 51 年 7 月 7 日

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 12 条第 1 項、第 18 条及び別表第 2 の規定は、昭和 49 年 11 月 1 日から適用し、改正前の王滝村消

防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年 10 月 31 日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものについては、なお従前の例による。

- 3 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和 50 年条例第 54 号）による改正後の消防団員等公務災害補償条例附則第 4 条の規定は、昭和 49 年 11 月 1 日から適用し、旧条例の規定に基づく遺族補償年金のうちその支給すべき事由が同日の前日まで生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 50 年 6 月 24 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条、附則第 4 条第 7 項及び第 6 条、別表第 1 並びに消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和 50 年条例第 54 号）附則第 4 項の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償について適用し、適用日前の期間に係る休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和 50 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新条例」を「消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和 50 年条例第 54 号）による改正後の消防団員等公務災害補償条例」に改める。

- 4 適用日からこの条例の施行の日「以下「施行日」という。」の前日までの間において、この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給の事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 51 年 7 月 7 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和 50 年改正 15 号）の一部を

次のように改正する。

附則第 4 項を削る。

- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 52 年 3 月 26 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 50 年 9 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し同日前に支給すべき事由が生じた障害補償一時金及び遺族補償一時金並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金及び遺族補償一時金（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく障害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 52 年 6 月 22 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）は、昭和 52 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新条例第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条並びに別表第 1 の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日において新条例第 8 条の 2 第 1 項の規定に該当する者で、その前日において同項の規定が適用されていたならば同項の規定に該当することとなるものに対しては、新条例第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。
- 4 新条例第 18 条の 2（傷病補償年金に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用する。
- 5 新条例附則第 5 条第 1 項の規定は適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年

金及び遺族補償年金について、同条第 3 項の規定は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、適用日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 6 適用日の前日において同一の事由につき障害補償年金又は遺族補償年金（以下この項において「年金たる損害補償」という。）と改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる法律による年金たる給付とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金たる給付の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給される年金たる損害補償で適用日の属する月分に係るものについて、新条例の規定により算定した額が旧条例の規定により算定した年金たる損害補償で適用日の属する月の前月分に係るものの額に満たないときは、新条例の規定により算定した額が旧条例の規定により算定した年金たる損害補償で適用日の属する月の前月分に係るものの額（その者が、適用日以後に新条例第 9 条第 7 項の規定により新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償年金を支給されることとなったとき、又は新条例第 12 条第 3 項（新条例第 14 条第 3 項において準用する場合を含む。）若しくは第 4 項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなったときは、これらの事由（以下この項において「年金額の改定事由」という。）が生じた日の属する月の翌月以後の月分については、当該適用日の属する月の前月分に係るものの額に、新条例（附則第 5 条を除く。）の規定により算定した当該年金の額を年金額の改定事由が生じなかったものとした場合の新条例（附則第 5 条を除く。）の規定により算定した当該年金の額で除して得た率を乗じて得た額（以下この項において「旧支給額」という。）以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる損害補償の額は、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。
- 7 適用日前に同一の事由について休業補償と旧条例附則第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる法律による年金たる給付とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給される休業補償の額は、新条例の規定により算定した額が適用日の前日に支給すべき事由が生じた休業補償について旧条例の規定により算定した額（同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかったときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償について旧条例の規定により算定した額。以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。
- 8 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧条例の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 53 年 5 月 15 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による、改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日から、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する第 5 条の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 54 年 6 月 19 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は昭和 54 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 55 年 7 月 14 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条第 3 項の改正規定は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表第 1 の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 56 年 6 月 25 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項にただし書を加える改正規定は昭和 56 年 11 月 1 日から第 19 条の次に 1 条を加える改正規定、第 20 条第 1 項の改正規定及び第 23 条の次に 1 条を加える改正規定は昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条並びに別表第 1 の規定は昭和 56 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 12 条第 1 項及び第 4 項の規定は遺族補償年金のうち、昭和 55 年 11 月 1 日以後の期間について適用し同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 19 条の 2 の規定は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち昭和 56 年 9 月 1 日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分についてはなお従前の例による。
- 5 新条例第 23 条の 2 の規定は、昭和 56 年 9 月 1 日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用し、同日前に発生した過誤払による返還金に係る債権についてはなお従前の例による。
- 6 新条例別表第 3（障害補償年金に係る部分に限る。）の規定は、障害年金のうち昭和 56 年 2 月 1 日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分についてはなお従前の例による。
- 7 昭和 56 年 4 月 1 日（新条例別表第 3 第 2 級の項第 3 号又は第 4 号に係る障害補償年金にあっては、昭和 56 年 2 月 1 日。以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 57 年 3 月 12 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規

定は障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和 56 年 11 月 1 日以後に死亡した場合について、新条例附則第 3 条の 3 の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

- 3 改正前の消防団員等公務災害補償条例附則第 4 条第 1 項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（昭和 57 年 6 月 26 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表第 1 の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 57 年 12 月 18 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 6 月 29 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく葬祭補償の内払いとみなす。

附 則（昭和 59 年 6 月 29 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表第 1 の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、

障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（昭和 61 年 3 月 11 日）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 11 条及び第 13 条の規定（新条例附則第 4 条の 2 第 1 項において読み替えられる場合を含む。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した非常勤消防団員等の遺族について適用し、施行日前に死亡した非常勤消防団員等の遺族については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 5 条第 1 項の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち、施行日以後の期間に係る分について適用し、施行日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 6 月 26 日）

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条、附則第 5 条並びに別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年 6 月 25 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表第 1 の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日）

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項、第 18 条附則第 5 条及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 6 月 28 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表第 1 の規定は、平成元年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。この場合において、これらの損害補償で同日前に発生した事故に起因する死亡若しくは負傷又は同日前に診断によってその発生が確定した死亡の原因である疾病若しくは同日前に診断によってその発生が確定した疾病に係るものの補償基礎額の算定の基礎となる扶養親族の範囲については、新条例第 5 条第 3 項第 2 号及び第 4 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成元年 4 月 1 日前に支給すべき事由の生じた損害補償（前項に規定するものを除く。）に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 2 年 9 月 26 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項、第 18 条及び別表第 1 の規定は、平成 2 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で

同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 3 年 6 月 11 日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び別表第 1 の規定は、平成 3 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 4 年 6 月 22 日条例第 19 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条並びに別表第 1 の規定は、平成 4 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 5 年 6 月 24 日条例第 12 号）

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び別表第 1 の規定は、平成 5 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 5 条第 3 項の規定は、適用日以後に発生した事故の起因する死亡若しくは負傷又は適用日以後に診断によってその発生が確定した死亡の原因である疾病若しくは適用日以後に診断によってその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 6 年 9 月 20 日条例第 12 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条並びに別表第 1 の規定は、平成 6 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 5 条第 4 項の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する死亡若しくは負傷又は適用日以後に診断によってその発生が確定した死亡の原因である疾病若しくは適用日以後に診断によってその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 6 年 12 月 14 日条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例第 2 条の規定は、平成 7 年 1 月 1 日以後において発生した事故に係る損害補償について適用する。

附 則（平成 7 年 6 月 20 日条例第 9 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 4 項並びに別表第 1 の規定は、平成 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 7 年 9 月 20 日条例第 14 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 12 条第 1 項の規定は、遺族補償年金のうち、平成 7 年 8 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る分について適用し、適用日前の期間に係る分については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく傷病補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 8 年 3 月 8 日条例第 11 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例第 2 条の規定は、平成 8 年 1 月 25 日以後において発生した事故に係る損害補償について適用する。

附 則（平成 8 年 6 月 20 日条例第 17 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）は、平成 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第 20 条第 3 項の改正規定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 適用日前から引き続き介護補償を支給すべき事由に該当する事由がある者に対する適用日の属する月に係る介護補償に関する新条例第 9 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項第 2 号中「その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下

この号及び第 4 号において同じ。）」とあるのは、「その月」とする。

- 3 新条例第 5 条第 2 項及び第 4 項、第 18 条並びに別表第 1 の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 9 年 6 月 26 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 4 項、第 9 条の 2 第 2 項並びに別表第 1 の規定は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。
- 4 附則第 5 条第 2 項の条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 12 月 12 日条例第 8 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の王滝村消防団員等公務災害補償条例附則第 3 条の 2 の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

附 則（平成 10 年 3 月 10 日条例第 10 号）

この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 24 日条例第 12 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 4 項まで、第 9 条の 2 第 2 項、第 18 条及び別表第 1 の規定は、平成 10 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給す

べき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 11 年 6 月 15 日条例第 8 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 4 項、第 9 条の 2 第 2 項、第 18 条並びに別表第 1 の規定は、平成 11 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 12 年 6 月 27 日条例第 26 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条並びに第 2 条の改正規定は平成 12 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項、第 9 条の 2 第 2 項、第 18 条並びに別表第 1 の規定は、平成 12 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する

新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

附 則（平成 12 年 12 月 14 日条例第 33 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行前に各大臣等がした決定又は指定は、この条例の施行後は各大臣等がした決定又は指定とみなす。

附 則（平成 13 年 6 月 27 日条例第 12 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、平成 13 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払いとみなす。

附 則（平成 14 年 6 月 27 日条例第 19 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 25 日条例第 28 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 22 日条例第 48 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 29 日条例第 73 号）

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 新条例第 5 条第 3 項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 16 年 6 月 30 日以前に治った

とき、又は同日以前に傷害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 16 年 7 月 1 日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償に係る新条例別表第 3 の規定の適用については、同表第 7 級の項第 6 号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第 8 級の項第 3 号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第 4 号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第 9 級の項第 1 3 号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第 10 級の項第 7 号中「母指又は」とあるのは「示指を失つたもの又は 1 手の母指若しくは」と、同表第 11 級の項第 8 号中「示指、中指又は環指を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は 1 手の示指の用を廃したものと」と、同表第 12 級の項第 10 号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第 13 級の項第 7 号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は 1 手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第 14 級の項第 6 号及び第 7 号中「母子」とあるのは「母子及び示指」とする。

3 旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第 1 項又は第 7 項の規定の適用については、旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第 1 項又は第 7 項の規定の適用については、旧条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新条例第 9 条第 1 項又は第 7 項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第 3 条 非常勤消防団員等が平成 16 年 6 月 30 日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合における旧条例第 10 条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が平成 16 年 7 月 1 日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、又は当該期間において新条例第 11 条第 1 項第 4 号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新条例第 12 条第 4 項の妻の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第 10 条の規定による遺族補償に係る新条例別表第 3 の規定の適用については、同表第 7 級の項第 6 号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

3 旧条例第 10 条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第 10 条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧条例第 10 条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第 10 条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

4 旧条例第 10 条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第 10 条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧条例第 10 条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新条例第 10 条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

別表第 1（第 5 条関係）

補 償 基 礎 額 表

等 級	勤 務 年 数		
	10 年 未 満	10 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上
団 長 及 び 副 団 長	円 12,470	円 13,340	円 14,200
分 団 長 及 び 副 分 団 長	10,740	11,600	12,600
部 長、班 長 及 び 団 員	9,000	9,870	10,800

備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

別表第 2（第 8 条の 2、第 18 条の 2 関係）傷病補償表

傷病等級	倍数	障害の状態
第 1 級	313	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明しているもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの 9 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 2 級	277	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が 0.02 以下になっているもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 両下肢を足関節以上で失ったもの 6 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 3 級	245	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になっているもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの 6 第 3 号及び第 4 号に掲げるもののほか常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

別表第 3（第 9 条、第 11 条、第 18 条の 2 関係）障害補償表

等級	倍数	障害
第 1 級	313	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	277	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3 神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	245	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第 4 級	213	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

第 5 級	184	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢の用を全廃したもの 7 1 下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの
第 6 級	156	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 7 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 8 1 手の 5 の手指又は母指及を含み 4 の手指を失ったもの
第 7 級	131	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1 手の母指を含み 3 の手指を失ったもの又は母指以外の 4 の手指を失ったもの 7 1 手の 5 の手指又は母指及び示指を含み 4 の手指の用を廃したもの

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

		<ul style="list-style-type: none"> 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの
第 8 級	503	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指の用を廃したものまたは母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの 11 脾臓又は一側の腎臓を失ったもの

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

第 9 級	391	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1 耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの 13 1 手の母指を含み 2 の手指の用を廃したものの又は母指以外の 3 の手指の用を廃したもの 14 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの 15 1 足の足指の全部の用を廃したもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの
第 10 級	302	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したもの 8 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの 10 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

第11級	223	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器に障害を残すもの
第12級	156	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手の小指を失ったもの 10 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 15 女子の外貌に醜状を残すもの

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員等公務災害補償条例）

第13級	101	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1 手の小指の用を廃したもの 7 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの 8 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの 10 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したものの
第14級	56	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したものの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外貌に醜状を残すもの

別表第 4 介護補償表（第 9 条の 2 関係）

介護を要する状態	障 害
常時介護を要する状態	<ol style="list-style-type: none"> 1 別表第 2 第 1 級の項第 3 号又は別表第 3 第 1 級の項第 3 号に該当する障害 2 別表第 2 第 1 級の項第 4 号又は別表第 3 第 1 級の項第 4 号に該当する障害 3 前 2 号に掲げるもののほか、別表第 2 第 1 級の項又は別表第 3 第 1 級の項に該当する障害であって、前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	<ol style="list-style-type: none"> 1 別表第 2 第 2 級の項第 2 号又は別表第 3 第 2 級の項第 3 号に該当する障害 2 別表第 2 第 2 級の項第 3 号又は別表第 3 第 2 級の項第 4 号に該当する障害 3 別表第 2 第 1 級の項又は別表第 3 第 1 級の項に該当する障害であって、前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの